

# 兵庫県公報

平成25年10月4日 金曜日 第2532号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 加古川市）（用地課）	2
○ 同 上（起業者 佐用郡佐用町）（同）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	6
○ 落札者等の公示（税務課）	6
○ 入札公告（管理課）	7
<b>教育委員会公告</b>	
○ 兵庫県立人と自然の博物館システム更新業務に係る企画提案コンペの実施（県立人と自然の博物館）	10

## 告 示

### 兵庫県告示第1194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年9月18日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
震災対策農業水利施設整備事業・地域ため池総合整備事業	馬瀬地区	平成25年10月4日から 同 月24日まで	加東市役所 東条庁舎
農村地域防災減災事業（農業用河川工作物応急対策事業（大規模））	スガイ地区	平成25年10月4日から 同 月24日まで	神崎郡 市川町役場



### 兵庫県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年9月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、

対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
震災対策農業水利施設整備事業・地域ため池総合整備事業	山国地区	平成25年10月4日から 同 月24日まで	加東市役所 東条庁舎
震災対策農業水利施設整備事業	天神池地区	平成25年10月4日から 同 月24日まで	加東市役所 東条庁舎
農地整備事業（経営体育成型）	大庭地区	平成25年10月4日から 同 月24日まで	新温泉町役場



**兵庫県告示第1196号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 起業者の名称  
加古川市
- 2 事業の種類  
市道西之山加古線改築工事（兵庫県加古川市神野町神野字本畑地内から同市神野町神野字茨谷地内まで）
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県加古川市神野町神野字本畑、字北山、字池ノ尻及び字茨谷地内
  - (2) 使用の部分  
兵庫県加古川市神野町神野字本畑、字北山、字池ノ尻及び字茨谷地内
- 4 事業の認定をした理由  
市道西之山加古線改築工事（兵庫県加古川市神野町神野字本畑地内から同市神野町神野字茨谷地内まで）（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。
  - (1) 法第20条第1号要件について  
本件事業は、法第3条第1号に掲げる「道路法（昭和27年法律第180号）による道路」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
  - (2) 法第20条第2号要件について  
市道西之山加古線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定に基づき加古川市が市道に認定した路線であり、同法第16条の規定に基づき加古川市が道路管理者となることなどから、起業者である加古川市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。
  - (3) 法第20条第3号要件について  
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
本路線は、大都市のベッドタウンとして住宅開発が進められ、急激な人口増加を見るに至った加古川市中北部地域に位置し、同市神野町内の主要な集落や公共施設並びに地域の主要幹線道路と連絡し、物流や地域住民の通勤・通学をはじめ住民の日常生活に必要な道路である。加えて、平成21年10月に本路線を連結路とする東播磨南北道路の県立加古川医療センターランプの供用が開始され、平成21年11月には本路線に接続する市道新県立病院前線の沿線に東・北播磨地域医療の拠点病院として県立加古

川医療センターが開設されたことから、新たに外来患者等の通院及び緊急搬送の車両交通が加わり、更なる交通混雑の増大が見込まれている。

しかしながら、本路線の加古川市神野町神野字本畑地内の市道新県立病院前線との接続部から同市神野町神野字茨谷地内までの区間の現道（以下「現道」という。）は、最小車道部（車道＋路肩）幅員が5.5mと狭小な1車線道路であり、現道区間延長約595mのうち87.7%にあたる約552mが、道路構造令（昭和45年政令第320号）が規定する2車線道路の車道部幅員7.5mを満たしておらず、相互交通に支障をきたしている。

また、現道は沿線に住家や事業所等が立地し、小中学校や公民館等の地域のコミュニティを連絡する道路であるにもかかわらず、歩道等が設置されておらず、通勤通学をはじめ歩行者等は狭小な路肩を通行せざるを得ず、危険な状況にさらされている。加えて、東播磨南北道路の県立加古川医療センターランプの供用開始及び県立加古川医療センターの開設により、交通混雑の増大から重大事故の発生が危惧されている。

本事業の完成により、市道新県立病院前線と東播磨南北道路県立加古川医療センターランプ間を、歩道等を備えた2車線道路で連絡することとなり、加古川市北部地域における東西方向の生活幹線道路としての機能回復が図られ、安全かつ円滑な交通を確保することができる。また、東播磨南北道路を介して加古川中心市街地と連絡することで、県道平荘大久保線及び県道八幡別府線が担っている幹線交通を本路線が分担し、交通混雑の軽減を可能にし、更に、東・北播磨地域の救命救急医療の拠点である県立加古川医療センターにおける救急搬送時の医療活動を支援するなど、地域の活性化及び発展につながるものである。

#### イ 本事業の施行により失われる利益について

本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物等については、本事業の施行によりその生育・生息環境に及ぼされる環境影響の程度は極めて小さいか、影響がないと判断される。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、既に本発掘調査を行い、記録保存の措置を講じていることから、本事業による影響は軽微であると考えられる。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 本事業の起業地の選定について

本事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件：地域住民の土地利用及び生活基盤への影響が小さいこと、(2)技術的条件：施工性、線形が優れていること、(3)経済的条件：費用（工事費、用地費等）について経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

#### エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件について

##### ア 本事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、現道は道路構造令が規定する2車線道路の車道部幅員7.5mを十分に満たしておらず、相互交通に支障をきたしているとともに、歩道等も設置されていないことから、歩行者等の安全な通行も確保されていない。加えて、東播磨南北道路の県立加古川医療センターランプの供用開始及び県立加古川医療センターの開設により、交通混雑の増大から重大事故の発生が危惧されており、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、加古川市を含む周辺の自治体で構成される東播磨海広域行政協議会から、本事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業とし

て施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とされていることから、収用又は使用の範囲の別について合理的であると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

加古川市役所道路建設課



**兵庫県告示第1197号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年10月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 起業者の名称

佐用郡佐用町

2 事業の種類

佐用町庁舎増築等事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県佐用郡佐用町佐用字建岩地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

佐用町庁舎増築等事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である佐用町は、これまで、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、法令等に基づき、本件事業に必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を実施する佐用町は、平成17年10月に佐用郡4町が合併した町である。

合併前の佐用町・上月町・南光町・三日月町合併協議会においては、旧佐用町庁舎を本庁舎として、他の旧3町の各庁舎を支所としているが、各支所で提供できる行政サービスには限界があり、支所間の移動が必要となるなど、町民に時間的・経済的負担を強いることとなっている。また、合併により本庁舎への勤務者及び来庁者が増加したことから合併前から続く慢性的な駐車場不足がより深刻な問題となっている。さらに平成21年の台風第9号により本庁舎が浸水したため、行政機能が麻痺するなど、防災活動及び復旧事業を行う上で大きな痛手となった。

このような状況を踏まえ、佐用町新庁舎検討委員会において、今後の職員配置と財政見直し及び現庁舎の問題点を検討した結果、現本庁舎は継続して使用することとし、現在欠けている機能のみを補完することを基本的な考えとして庁舎整備を進めることとなった。

本件事業は、本庁舎と3つの支所に分散していた行政機能を統合するため、本庁舎敷地内に増築することにより財政的影響を抑制しつつ、町民の利便性を向上させ、組織のスリム化を図るとともに、災害発生時には災害対策本部を設置し、その後の災害復旧支援に対応出来るよう防災拠点機能を有する庁舎として市民の安全・安心を確保するものである。また、庁舎整備に伴い、かねてから不足していた駐車場について、住民の利用を考慮した駐車台数を確保するなど、本件事業により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではなく、起業地内に存する農地も庁舎敷地に隣接する市街地内の集団性のないものであり、また、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は存在せず、本件事業の施行に伴う環境への影響は極めて小さいものと推測される。さらに、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件：①地形／本庁舎及び駐車場用地として、効率よく利用ができるよう整形地に近いこと、②交通条件（利便性）／概ね町内中心部に位置し、公共交通網が整備され、住民の交通の便が図られること、(2)技術的条件／工事の施工に際して、施工が容易であり、大規模な造成工事や進入路等の付帯工事が不要なこと、(3)経済的条件／事業費（用地費、工事費等）を軽減でき、経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も均衡のとれた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、町民の利便性の維持と向上を図り、組織をスリム化するとともに、さらに近い将来発生が予期される災害に対し、町民の安全・安心を確保することができるよう、庁舎を増築整備することが急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業により増築整備する庁舎は、職員数や来庁者の利便性をもとに算出した面積に応じて設計され、駐車場についても現状や一定の推計方法により必要な台数を算定したものであり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

佐用町役場企画防災課



**兵庫県告示第1198号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民局姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
飾 西 (1)	姫 路 市		飾 西	宮 ノ 前 宮 山	730番1の一部 737番の一部



**兵庫県告示第1199号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25西播位置 0008号	25.9.18	揖保郡太子町東南字小山626番14、626番15、 627番1の一部、627番1地先里道、627番1地 先水路	5.00	43.77

**公 告**

**特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成25年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人コムサロン21
- (2) 代表者の氏名 前 川 裕 司
- (3) 主たる事務所の所在地 姫路市下寺町43番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動を行う個人及び団体に対し、その活動の促進と更なる効率化・活発化・迅速化を図るため、事務局機能の支援、交流の場の提供及び各団体の活動の情報提供サービスを展開することにより、地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

2 当該認定の有効期間 平成25年9月18日から平成30年9月17日まで



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年10月4日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る業務の名称  
県税徴収金収納事務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月2日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社電算システム 岐阜市日置江1丁目58番地
- 5 落札金額  
148,356,087円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年7月23日



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年10月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
中型スクールバス（ワンステップ仕様） 2台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成26年3月31日（月）
- (4) 納入場所  
東はりま特別支援学校 加古郡播磨町北古田1-17-17  
姫路特別支援学校 姫路市四郷町東阿保字下戸明476-1
- (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 橋本、大谷  
電話 (078) 341-7711 内線4946 F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年10月4日(金)から同月18日(金)まで  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時  
平成25年11月15日(金)午後3時 兵庫県庁西館 1階大入札室

エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成25年11月14日(木)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間  
平成25年10月4日(金)午前9時から同月18日(金)午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 入札の日時  
平成25年11月8日(金)午後5時から同月15日(金)午後3時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間  
平成25年10月7日(月)から同月31日(木)までの午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成25年10月7日(月)から同月31日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、10月31日(木)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所  
前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類  
カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法  
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果  
平成25年11月8日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年11月14日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金



契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年12月2日（月）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Middle-sized school buses(one-step specification), 2 vehicles
- (3) Delivery period: March 31, 2014
- (4) Delivery place:  
Higashiharima school for students and children with special needs  
Himeji school for students and children with special needs
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 18, 2013
- (6) Deadline for tender:  
15:00 November 15, 2013 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 November 14, 2013 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Hashimoto, Mr. Otani, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4946

## 教育委員会公告

## 兵庫県立人と自然の博物館情報システム更新業務に係る企画提案コンペの実施

兵庫県立人と自然の博物館情報システム更新業務を行う事業予定者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成25年10月4日

兵庫県立人と自然の博物館館長 中瀬 勲

## 1 趣旨

兵庫県立人と自然の博物館では、このたび情報システム更新に係る提案を広く募集するために、「兵庫県立人と自然の博物館情報システム更新業務に係る企画提案コンペ」を実施することとし、優良な企業提案を公募します。

## 2 企画提案コンペの概要

## (1) 名称

兵庫県立人と自然の博物館情報システム更新業務に係る企画提案コンペ

## (2) 募集内容

次に掲げる事項についての企画提案

- ア 構築方針に係る事項
- イ 収蔵品管理システムに係る事項
- ウ 普及広報システムに係る事項
- エ 展示情報システムに係る事項
- オ 運営支援システムに係る事項
- カ 研究支援システムに係る事項
- キ 図書文献管理システムに係る事項
- ク ハードウェア等システム構成に係る事項
- ケ ネットワークに係る事項
- コ 運用・保守に係る事項
- サ 構築作業に係る事項

## (3) 主催者及び事務局

## ア 主催者

兵庫県立人と自然の博物館

## イ 事務局

兵庫県立人と自然の博物館・情報管理課

〒669-1546 三田市弥生が丘6丁目

電話 (079) 559-2006 F A X (079) 559-2027

## 3 提案参加者の資格に関する事項

提案参加者は、次の事項のすべてに該当する者とする（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）。

- (1) 代表企業（単独企業を含む。以下同じ。）が参加資格申請書提出時点で兵庫県の物品関係の入札参加資格を有しており、本業務遂行に必要な技術者を擁すること。
- (2) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、参加資格申請書の提出日から選定事業者の契約の日までの間に、兵庫県から指名停止の処置を受けていない者であること。
- (3) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
  - イ 成年被後見人
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - エ 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要

な同意を得ていない者

カ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

キ 破産者で復権を得ない者

- (4) 代表企業又はグループ構成企業のいずれかが、兵庫県内又は近隣府県（当館より公共交通機関で1時間以内）に社員が常駐するサポート拠点を持つこと。

#### 4 応募手続

- (1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成25年10月4日（金）から同月16日（水）まで（休館日（毎週月曜日。ただし月曜日が祝日・振替休日にあたる場合はその翌日。）を除く。以下同じ。）の午前10時から午後5時まで

- (2) 参加資格審査申請の受付

ア 参加資格審査の内容

前記3について審査する。

イ 提出書類（各1部）

- (ア) 参加資格申請書
- (イ) 会社概要
- (ロ) 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）
- (ハ) 委任状
- (ニ) グループ構成表明書
- (ホ) 業務分担予定表

ウ 受付方法

事務局宛てに郵送（書留）、信書便（書留に準ずるもの）又は持参によること。

エ 受付期間

平成25年10月4日（金）から同月16日（水）まで（休館日を除く。）の午前10時から午後5時まで  
なお、郵送等による場合は、平成25年10月16日（水）午後5時必着とする。

オ 参加資格審査結果の通知

平成25年10月17日（木）付けで郵送文書により通知する。

応募図書の提出は、審査結果で参加を認められた者のみできるものとする。

- (3) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局宛てに郵送（書留）、信書便（書留に準ずるもの）又は持参によること。

イ 受付期間

平成25年10月17日（木）から同月31日（木）まで（休館日を除く。）の午前10時から午後5時まで  
なお、郵送等による場合は、平成25年10月31日（木）午後5時必着とする。

#### 5 応募図書

- (1) 応募図書の種類

ア 応募申込書

イ 企画提案書等

ウ 見積書等

エ 業務担当予定者の略歴等

- (2) 応募図書の形式及び内容

募集要項のとおり。

- (3) 留意事項

ア 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

（ただし、当館は、応募図書の資料を当選者の発表まで利用できるものとする。）

イ 応募図書は、非公開とする。

ウ 応募図書は、返却しない。

## 6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

## 7 当選者の選考及び通知の方法

## (1) 選考方法

当選者の選考は、審査会において内容及び価格の評価により行う。

## 【内容の評価項目】

項目	概要
構築方針	当館の方針に対する理解度と、その具体的な実現方法、開発実績・体制、セキュリティ機能、パフォーマンス等について評価する。
収蔵品管理システム	当館の前提条件及び業務要件を網羅的かつ正確に理解し、性能・移行性・信頼性・拡張性・操作性・検索速度を考慮した適正なシステムを提案しているか、その根拠が明確であるか、要件を充足しているかを評価する。
普及広報システム	当館の前提条件及び業務要件を網羅的かつ正確に理解し、性能・移行性・信頼性・拡張性を考慮した適正なシステムを提案しているか、また、ウェブデザイン及び更新業務の操作性も含めて評価する。
展示情報システム	当館の前提条件及び業務要件を網羅的かつ正確に理解し、性能・移行性・信頼性・拡張性を考慮した適正なシステムを提案しているか、また、ウェブデザイン及び更新業務の操作性、ミュージアムボックスのアイデアや什器の機能とデザイン、ひとはくサロンの改修案等も含めて評価する。
運営支援システム	当館の前提条件及び業務要件を網羅的かつ正確に理解し、性能・移行性・信頼性・拡張性を考慮した適正なシステムを提案しているか、また、事務の効率化やシステム間の連携機能の容易さも含めて評価する。
研究支援システム	当館の前提条件及び業務要件を網羅的かつ正確に理解し、性能・移行性・信頼性・拡張性を考慮した適正なシステムを提案しているか、また、遠隔授業の方式等も含めて評価する。
図書文献管理システム	当館の前提条件及び業務要件を網羅的かつ正確に理解し、性能・移行性・信頼性・拡張性を考慮した適正なシステムを提案しているかを評価する。
ハードウェア等システム構成	当館の前提条件及び要件に応じ、性能・信頼性・拡張性・経済性を考慮したハードウェア（サーバー及びクライアント）・ソフトウェア等の構成であるかを選定理由も含めて評価する。
ネットワーク	当館の前提条件及び要件に応じ、性能・信頼性・拡張性・経済性を考慮したネットワーク等の構成であるかを選定理由も含めて評価する。
運用・保守	要件を充足する運用・保守業務を円滑に進められるかどうか、また、システムの改善や修正の対応、トラブル発生時の支援体制等を評価する。
構築作業	プロジェクト運営の考え方、運営体制、構築作業を遂行するために必要な技術者が配置されているかを評価する。

※ 上限価格を越えた場合は、失格とする。

## (2) 発表方法

当選者の名称は、応募者全員に対し、文書で通知する。

## 8 当選後の取扱い

当選者は、兵庫県立人と自然の博物館情報システム更新業務に係る事業予定者となる。

## 9 その他

## (1) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、募集要項による。

10 Summary for the Notice of General Competition

(1) Nature of the required service:

Lease of a Computer system, LAN, personal computers for the Museum of Nature and Human Activities, Hyogo for use in the Office

(2) Qualification application deadline:

17:00 October 16, 2013 by direct delivery or registered mail

(3) Proposal submission deadline:

17:00 October 31, 2013 by direct delivery or registered mail

(4) Office to contact concerning the notice:

Information Management Division, Museum of Nature and Human Activities, Hyogo

6-chome, Yayoigaoka, Sanda, Hyogo 669-1546

TEL (079) 559-2006